

○広告掲載料

広告媒体等	広告掲載料	
	第1種	第2種
水道局ホームページバナー 広告欄	1月1枠につき4,000円 に100分の110を乗じて 得た額	1月1枠につき5,000円 に100分の110を乗じて 得た額

備考

- 1 「第1種」とは広告取扱者が第三者である広告主等のために申し込む場合又は市が出資している法人が広告主等として申し込む場合を、「第2種」とはそれ以外の申込みの場合をいう。
- 2 1月に満たない期間は、1月とみなす。
- 3 水道局ホームページにおけるバナー広告欄の規格については、市のホームページの例による。